

平成29年度(2017年度)吹田市子ども・子育て支援審議会会議録(要旨)

開催日	平成29年6月22日(木)	開催時刻	午後6時40分～8時40分
場 所	吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室		
出席者	埋橋会長、渡邊委員、十河委員、孫田委員、粉川委員、河村委員、植田委員、武内委員、水木委員、高田委員、茂見委員、小野委員		
欠席者	峯本副会長、林委員		
事務局	橋本部長、増山次長、西村室長、笹川総括参事、落次長、市川課長、當課長、田家課長、安井参事、北澤参事、久野参事、相原参事、辻野参事、宮住所長、山野参事、脇谷課長、古田課長代理、松永主幹、岡本係員、木村係員		
傍聴者	一般 3人 市立保育園園長 3人		
案 件	1 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 2 子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて 3 留守家庭児童育成室に係る子ども・子育て支援事業計画の変更について 4 その他		
会長	本日の審議会開催にあたり、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。		
事務局	本日の傍聴希望者は3人です。		
会長	どうぞ入場してもらってください。		
事務局	その前に今後の審議会の傍聴に関する取扱いについて、事務局から提案させていただきたいのですが、吹田市子ども・子育て支援審議会の傍聴に関する事務取扱要領では、一般席の傍聴者の定員は、原則10名とし、会議の開催時刻に定員を超えた場合は、その都度審議会等の意見を聴いて会長等が定める、としています。 会議のスムーズな進行のため、今後会議の傍聴希望者が、会議の開催時刻に10名を超えた場合においても、傍聴席を設ける余地がある場合はその範囲内において、その都度お諮りすることなく、傍聴希望者を入場させることができるとさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。		
会長	事務局から、「審議会の傍聴に関する取扱い」についての提案がありましたが、何かご意見はありませんか。		
各委員	(意見なし)		
会長	特にご意見がないようですので、事務局からの提案を承認したいと思います。		
事務局	ありがとうございます。それでは、傍聴希望者の方に入場していただきます。入場されるまで、しばらくお待ちください。 (傍聴希望者入場)		
会長	議事に入る前に、まず、本日の資料等について、事務局からお願いします。		
事務局	(傍聴についての注意点、資料の確認)		
会長	それでは、議事に入ります。		
事務局	案件「1 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について」説明をお願いします。 説明に先立って、申し訳ありませんが、資料の訂正がございます。 資料1につきまして、5ページ中ほど図5 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導(実人数)の推移のグラフで△が乳幼児訪問、×が未熟児訪問の実人数を表していますが、凡例に記載が漏れています。14ページ下の図20 児童会館・児童センター利用者数の推移の凡例に3		

～5歳が2つございまして、左端の白抜きのグラフは0～2歳児の誤りでした。訂正よろしく
お願いいたします。

(資料1、資料2、資料3の説明)

会長

案件1について説明がありました。

資料1については、評価等が加えられ平成28年度の施策・事業実施報告書としていく
ということです。ご意見・ご質問はありませんか。

委員

前回の審議会の資料の変更案と教育・保育の確保方策の進捗状況と数字があつてない
のではないですか。また、資料2について、平成31年4月までに合計で約2,163名確保、
現在647名確保となっています。つまり、平成31年4月までに1,516名確保するとい
うことです。その中において資料1の20ページで2号認定子ども、3号認定子どもの不足が合
計で1,569名となっています。来年4月から待機児童数の考え方が変わるということがある
かと思うのですが、それによって待機児童数が増えて確保数が足りなくなるのではないで
しょうか。

事務局

確保方策について、前回の案から再度確認をして精査したことと年度末までは開所でき
るとしていた事業者が開所できなかったということがあり、数字が変わっています。アクショ
ンプランにつきましては、中期的な方策①、②で1,516名確保する予定となっています。保
育所、小規模保育事業等事業者の公募も2月から6月にかけて進めています。また、私立幼
稚園で長時間預かりを実施してもらうことについても取り組んでいきたいと考えています。こ
れらの取組で1,516名は確保できると考えています。

待機児童のカウントについては、育児休業中の方が入所できなかった場合に待機児童に
なるということになってはいますが、吹田市の場合は、4月1日の入所申込の受付対象は、4
月14日までに育児休業が終わられる方しか対象としていないため、新しい定義につい
ては、影響を受けることはありません。

委員

資料3の入所不可児童数というのは、希望していない場所に回されているということだと思
います。この入所不可児童数は、保育の質を高めて、利用者が利用したくなるような保育施
設をつくらないと減ってこないと考えます。量の確保も必要なことながら、質の担保も行政は
考えていただきたいと思います。

事務局

2か年の整備の状況を踏まえて、平成31年度までの確保方策を再検討し、見直しを行
います。その中でおっしゃっていただいている部分についても考えていきたいと思ってい
ます。

委員

小規模保育事業所から3歳になり、認可保育所等に移ってこられている事例がありま
すが、その中で保育の質を上げることが必須のことだと考え、私立保育園連盟として取り組
んでいきたいと考えています。行政の方もお力添えいただければと考えています。よろしく
お願いします。

会長

他にご意見、ご質問がなければ、次の案件「2 子ども・子育て支援事業計画の中間年の
見直しについて」説明をお願いします。

事務局

(資料4、資料5、追加資料1、追加資料2の説明)

会長

案件2について、説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。

委員

1歳、2歳の要保育率が予想より上回っています。小規模保育事業所を増やしたことで、1
歳、2歳の子たちが入所できているが、今後その子たちが3歳以上になったとき、3～5歳
の要保育率が上がると思うが、そのことも加味して計画を立てられるということですか。

事務局

要保育率だけをみれば、低年齢の子どもたちの施設をつくれればいいという判断になっ
てしまっていますが、実際はそうではないと考えています。小規模保育事業所に入れる方も3歳に

なったらどこかに移らなければならなくなります。中には幼稚園に入園される方もいらっしゃいます。幼稚園に入園された方は、要保育率から外れますが、家族の支援を受けることで就労を続けられる方もいるので、この数字だけで判断するのは危険だと考えています。その点を加味した上で、どのような施設がいいのか検討していきたいと考えています。

委員 吹田市子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しをするということですが、待機児童解消アクションプランの精査はしていただけるのですか。待機児童解消アクションプランで出ている計画というのは、続行していると考えていいのですか。

事務局 待機児童解消アクションプランは、吹田市子ども・子育て支援事業計画に基づいて作成しているので、当然、待機児童解消アクションプランを見直すということになります。待機児童解消アクションプランにおいて着手している方策については、見直すことはできません。足りていない分をどのように確保するかを検討していくことになります。

委員 追加資料2についてファミリー・サポート・センター事業の実績値が量の見込みを下回っている、とありますが、ファミリー・サポートを利用したい人はたくさんいるように感じます。

事務局 ファミリー・サポート・センター事業のニーズが下がっているという認識はとっていないのですが、子ども・子育て支援事業計画では、国が小学生以上の利用を子ども・子育て支援事業計画の数値として求めているので、定義上、小学生以上の利用だけを測っていくということになっています。ファミリー・サポート・センターで利用を申し込まれた方をお断りしていることはほぼないので、実数としては、ニーズとほぼイコールだと感じています。状況分析としては、小学生以上の利用者は留守家庭児童育成室の代わりという利用が多いため、留守家庭児童育成室の事業が年限延長など充実している影響で当初の量の見込みほどニーズが伸びていないと分析しています。そのため、量の見込みを実績値にあわせて修正していきたいと考えています。

委員 子育て広場の利用者から、援助してくれる人が少ない、依頼会員になるための講習会を開催している場所が遠くて行くことができない、といった声を聴きます。

事務局 事業の在り方については検討していきたいと考えています。

委員 要保育率の推移において、保育を必要とする人ということは、待機児童もカウントに入っているのですよね。

事務局 入っています。入所児童数プラス入所不可児童数となっています。潜在的にある希望者というところまでは拾えていない可能性はあるかもしれません。

委員 資料1の21ページについて保育利用率が目標32%となっていて、実績値が25%となっているのは、保育の受皿が足りていないってことですよね。保育を利用できる場所を作れば、潜在的ニーズが掘り起こされて上がっていくということですよね。

事務局 数字を確認いたします。

委員 ファミリー・サポート・センター事業について、利用料が高いので検討していただければと思います。

会長 利用しにくいことが原因で実績値が量の見込みを下回っているのではないかと、という意見ですね。

他にご意見等ございませんか。

各委員 (意見なし)

会長 それでは、次の案件「3 留守家庭児童育成室事業に係る子ども・子育て支援事業計画の変更について」説明をお願いします。

事務局 (資料6、資料7の説明)

会長 「3 留守家庭児童育成室事業に係る子ども・子育て支援事業計画の変更について」説

明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。

委員

入室児童数が増えてきているところが問題であると認識しているので、保育のようにアクションプランのようなものを作成してほしいです。年限延長について、民間委託の際に受けた説明では、4年生、5年生、6年生の受入をするために指導員の確保が困難であり、民間活力を活用していく、という話でしたが、今回の変更では、5、6年生の受入については、検討します、という表現に後退しているように感じます。このような表現になったことについて、留守家庭児童育成室の入室児童の保護者から落胆の声を聴きます。5、6年生まで延長する、ということは行ってほしいと考えています。指導員の確保が困難なことについて、指導員は、年度更新の非常勤職員という立場で働いていらっしゃるため、新規に指導員として働き始めるのは難しいのではないかと思います。教員採用試験に受からなかったから、指導員として働いていらっしゃる方などは、教員採用試験に受かってしまえば、指導員をやめてしまいます。このようなことから指導員の確保が難しいということはわかります。指導員が足りていないことで入室児童に不利益となっているという困った状況になっていると思います。指導員の中には、採用されてすぐやめてしまう方もいらっしゃいます。指導員が続けていけるような待遇の改善が必要だと思います。指導員の給料が非常勤職員の給与改定に伴い、下がることを聞きました。給与が下がり、新規採用に応募する人が減ると、ますます指導員は確保できなくなるのではないのでしょうか。指導員を正規職員にするということではできないのでしょうか。例えば、南山田育成室では、200人以上の入室児童がありますが、すべてが非常勤職員で行っていて主任もいない、そのうえ3名が欠員しているという危機的な状況だと思います。また、部屋も足りないという状態と聞いています。緊急的な問題がたくさんあるように感じていますので、アクションプランなどを考えてほしいです。支援が必要な障がい児の高学年の受入については、モデル事業の中で検討するというお話しでしたが、他市でできているところがあるのに何年モデル事業を続けるのですか。留守家庭児童育成室がなければ、支援が必要な障がいを持つ児童の親が仕事をやめないといけなく、という状況になります。モデル事業ではなく、一斉に始めてほしいと思います。民間委託のことについて12学級民間委託する計画の中で、一昨年は6学級募集して2学級、去年は5学級募集して1学級が民間委託されました。多く募集しているにもかかわらず、応募が少ない状況ですが、保育の待機児童解消を進めているため、なかなか留守家庭児童育成室まで行うというのは難しい事業者が多いのではないかと推測します。最初は、吹田市内にある学校法人又は社会福祉法人という事業者を対象に募集されていたが、昨年度は1時間以内に来ることができず事業者も対象に加わってきました。吹田市外では、吹田市の税金を投入しているのに吹田市内の留守家庭児童育成室だけに使われているかが不明確になるのではないのでしょうか。5、6年生まで年限延長するために5、6年生の学級だけ民間委託するということができないのでしょうか。

事務局

アクションプランの御提案等につきましては、持ち帰って検討したいと考えています。その中で5、6年生保育を民間委託するという内容につきましても参考にさせていただきたいと思います。モデル事業につきましては、吹田は他市と異なり児童数が増えているという違いがあります。支援が必要な児童については、できるだけ留守家庭児童育成室へ入室できるようにしていこうと思います。委託料の用途につきましては、対象事業者を広げるにあたりまして庁内の会議で事業者を選定していたところから外部委員を含めた選定等委員会を立ち上げています。その構成として会計の専門家も委員になっていただく予定となっていますので、委託料が指導員の人件費相当に使われているかどうか、というところも厳しく見ていきたいと考えています。今回、対象学年を拡大するとしていながら、延期させていただくという

市民の方においては申し訳ない内容の提案となっています。児童数が増えているのに反して指導員の確保が困難となっていることからこのような提案となっています

会長
委員

他にご意見、ご質問ありますか。

指導員の確保が困難になっていることについて、指導員と話をすると、委託をしたことによって、指導員の欠員が大幅になくなっている、というような印象がありません。また、先ほどの話で出ていた非常勤職員の報酬額が下がることは、指導員の欠員の数が増えていくことにつながるのではないのでしょうか。これを解決するためには、全市をあげて取り組んでほしいと思います。現状でも1教室あたりの基本40人を超えた受入を行っており、指導員も苦勞をしていると聞いています。児童にも目が行き届かなくなっているのではないかと感じることもあります。指導員の欠員の補充だけでなく、留守家庭児童育成室の質や安全に保育できる環境の改善に取り組んでほしいです。民間の活用というところで、先ほど5、6年生を民間の事業者をお願いしたらどうか、という話もありましたが、学校での教室の確保も今後、児童が増えることで難しくなっていくのではないかと考えられるので、一定の基準を満たす民間事業者に対して補助金を出すことで学校外施設での受入を進めていくなどしていかげすか。民間委託について選定委員の中に保護者の方が入ると聞きましたが、保護者の方は、留守家庭児童育成室について詳しくないことが多いので、営利法人が参入してきたときに、委託料から法人に入る利益を引いた費用が留守家庭児童育成室にかけられるお金となり、今までよりもかけられるお金が少なくなる心配があることについての説明や、指導員の勤務状態などを直営や現在委託している事業と比較できるような資料の提示をしていただきたいと思います。

委員
事務局

株式会社が入るようになったのですか。

今般、委託がなかなか進まないということで、子どもに関する事業を行っている法人を対象とすることになりました。

委員

今までは非営利法人ですよね。対象が拡大したことに対して、審議会で説明されなくてもいいのですか。

事務局

先に詳しく説明しておくべきでした。申し訳ございません。

会長

他にございますか。

委員

指導員の欠員が32名とありますが、所定の人員足らずで運営しているということですか。

事務局

指導員配置については、平成27年度から国が配置基準を示しました。吹田の場合は、それよりも手厚い配置基準を採用していました。また、吹田市独自の取扱いとして障がいのある児童に対する加配の指導員として、定数以外に18名を配置しています。現在はその幅の中で欠員を埋めることができます。今後、欠員が増えていくと、配置基準が守れなくなってくる可能性もあります。

委員

欠員があっても児童を入れられなくなる、ということには至っていない、ということですか。

事務局

欠員については、アルバイト対応をしています。

委員

基準は満たしている、ということですか。

事務局

配置人数の基準については満たしています。

委員

子どもの人数が増えて、指導員はやめて減っていますが、分析などをされていますか。指導員がいないからしょうがないということになっていませんか。留守家庭児童育成室は、しょうがない、という考え方で大丈夫なのでしょうか。

委員

実際、怪我が増えていて、保護者としては心配です。アルバイトの人が悪い、というわけではありませんが、どうやって保育するか、という体制をつくるのが大事だと思います。採用された翌日から現場に入るといった状態であると、アルバイトの人も育っていかないと思います。

	新人に対する教育がなく、離職率が高い、という状態が心配です。
委員	現在の状況では民間委託を進めなければならないことには理解できます。アクションプランのように緊急的に全市をあげて行ってほしい。
会長	他に事務局から補足することはありませんか。
事務局	この留守家庭児童育成室に係る吹田市子ども・子育て支援事業計画の変更案については、7月3日(月)から8月1日(火)までの間、パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントの結果については、次回の審議会で報告させていただきます。
会長	次に進ませていただきます。
	最後に、「5 その他」について、事務局からお願いします。
事務局	その他といたしまして、保育所・小規模保育事業の選考結果、吹田市子どもの生活に関する実態調査報告書について担当課から報告をさせていただきます。
会長	では、保育所・小規模保育事業の選考結果について説明をお願いします。
事務局	(追加資料3の説明)
会長	担当課から説明がありました。
	ご質問はありませんか。
委員	保育所が2か所選定されていませんが、選定されなかった理由を教えてください。
事務局	泉町3丁目の保育所については、隣接はしていますが、重点地域から外れています。また、近隣に保育所があります。
委員	吹田市としては、近隣に保育所がある場合、保育所を作れない、ということですか。
事務局	作れないというわけではないですが、配慮はさせていただく、という意味です。どのぐらい離れていたら、作れるという明確な数字はありません。重点地域ではないことなど総合的に判断しています。
委員	保育所の整備としては南吹田、北千里と千里丘のいずれか、それぞれに1か所ということですか。
事務局	C地域については、3地域のうち2につくるということなので、山田以外の北千里、千里丘いずれかにつくればよい、ということです。これについては7月には公募したいと考えています。
委員	北千里と千里丘では地理的に離れていませんか。
事務局	これは今回の公募で埋まっていない分ということです。先ほど申し上げました見直しに伴い、仮に北千里にできたとしても、千里丘にはさらに必要ということになる可能性があります。
会長	他にありますか。
各委員	(意見なし)
会長	ご意見がないようでしたら、次に進ませていただきます。
	子どもの生活に関する実態調査報告書についてお願いします。
事務局	(子どもの生活に関する実態調査報告書の説明)
会長	担当課から説明がありました。
	ご質問はありませんか。
委員	この冊子はどこに配付されていますか。
事務局	まだすべてには配付していませんが、小学校、中学校等の対象機関へ135部、支援機関等の調査に協力していただきました対象機関へ104部、庁内関係へ58部、市議会議員へ36部などすべてで350部です。
委員	その中に社会福祉協議会はありますか。

事務局	あります。
委員	民生委員はありますか。
事務局	地区委員長、主任児童委員に配付する予定です。
会長	他にありますか。
各委員	(意見なし)
会長	ご意見がないようでしたら、次に進ませていただきます。
	他に事務局からなにかありますか。
事務局	次に、今年度の子ども・子育て支援審議会の開催予定について説明させていただきます。
会長	では、資料 8 について、説明をお願いします。
事務局	(資料 8 の説明)
会長	平成 29 年度審議会の開催予定について説明がありました。
	ご質問はありませんか。
各委員	(質問なし)
事務局	先ほど説明いたしました追加資料 3 は選考結果をご説明するために作成したものですので、回収させていただきます。よろしくお願いいたします。
会長	皆さんよろしいでしょうか。
	本日の審議会は、これで終了します。皆さん、お疲れさまでした。